定事項参照）

（ヘ）古綿のバーターに関しては、輸出額の一〇〇％の輸入ライセンスを発給する。

このバーター取引の開始に関しては内外の期待が大きかつたが発表後成約したものとしては、古綿バーターによるイタリー及び西独との取引のみが挙げられるに過ぎず、茲許些したる成果は得られていない。

なお右の如くこのバーター取引は相当広範囲の品目につき認められることとなつていたが、同月十八日のパ政府の閣議決定によれば民間取引としては政府手持古綿の輸出と綿糸の輸入のみに限られることとなり当初発表の構想からは著しく限定されたものとなつている。（但し、政府輸入については新、古綿を問わずバーターを考慮される）

七、濠州における輸入制限再緩和

濠州連邦政府は既報の通りドル地域と日本とを除く地域からの輸入制限を緩和、今年初より実行に移したが、第二次的措置として四月一日より更に年率五〇百万濠ポンドの割合で同地域よりの輸入を緩和する旨十六日に発表した。今回の緩和措置は昨年後半の輸入年率約五〇〇百万濠ポンドに対し約一〇％（年初分と合せ二五％）の輸入増加を企図するに止るが、前回と異り重要物資に限らず消費物資を含む全商品に範囲が拡大されていること、並に当初七月より実施の予定が国際収支の好転に支えられ実施期間を四月に繰上げられたこと等が注目される。

一方濠州仲裁裁判所は二月改訂の基礎賃銀につき六大都市平均を前三ケ月と同額に据置（週一一ポンド一一シリング）、一部の州都（アデレード、ブリスベン）に於ては僅かながら引下げることを決定した。濠州では基礎賃銀を仲裁裁判所で生計費にスライドさせて計算し三ケ月毎に改訂される仕組となつているが、基礎賃銀は戦後の経済混乱により従来漸騰を続けて来ていたもので、六大都市平均賃銀の据置、一部州都に於る賃銀の下落は夫々一九四七年、一九四五年以来初めてのことであつた。

これらに見られる如く濠州経済は近来頓に基調の好転を来しており、就中一般商品価格の軒並軟化に対して輸出の大宗たる羊毛価格のみが益々堅調を辿つているので今後経済安定への見透は比較的楽観視されている。

唯々国内政治の面に於てメンジース現連邦政府の立脚する民主政党（自由党及び地方党）の基礎が最近次第に不安定となりつつあり、このほど行われた二、三の州選挙に労働党が勝利を占めた実績から見ても本年及び来年に予定される上院、下院の選挙には民主政党の敗れる公算も強いと云われ、この面から政府の経済政策の展開に支障を来すことが懸念される。現政府は従来インフレ抑制の見地から財政、金融上の諸措置を講じ、根本的な対策として工業生産第一政策から農業重点への政策転換を行い従つて輸入制限緩和についても極めて慎重な態度をとつて来たが、特にかかる諸点に労働党との見解の相違があるだけに今後政局の成行は重要視される。

昭和二十八年三月

海外経済事情

一、概　況

二、米州諸国

（一）米国経済の動向

(1) 統制撤廃とその影響

(2) 農産物価格下落とその対策

(3) 財政金融の動き

(4) 景気の見透し

(5) 貿易の動向

（二）カナダ新予算と減税計画

三、西欧諸国

（一）ＯＥＥＣ理事会、英国輸入制限緩和及び英国財政収支状況等

(二) ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ＥＣＳＣ）における炭価の決定と屑鉄共同取引所の開設
(三) フランスにおける景気の停滞と貿易の逆調
(四) ドイツ外債協定の調印
四、共産圏諸国
(一) ソ連の国家行政機構の改革と物価引下
(二) 中共の対ソ関係緊密化、本年度建設計画
五、東亜・東南アジア諸国
(一) 一般情勢
(二) 台湾の近状
(三) インドネシアの中央銀行法案
(四) 対日賠償に関するフイリピンの動き
(五) パキスタンの新年度予算と対ドル地域輸入制限の強化
六、濠州における最近の羊毛市況及び貿易収支

一、概　況

米国新政権の積極的な対ソ政策の展開が今後の世界政局に新たな局面を齎らすものとみられていた折柄、五日ソ連スターリン首相の死去はその世界政局に及ぼす影響に測り知れざるものがあり、全世界に多大の衝撃を与えた。

その後継者としては予期された如くマレンコフが逸早く首相に就任すると共に、政府及び党機構の大幅の改革が行われ、副首相に任命されたベリヤ、モロトフ、ブルガーニン、カガノーヴイッチの四名を加えた閣僚会議幹部会を以つて政務を運営することとなつた。マレンコフ新首相はスターリンの国葬当日の告別演説、首相就任演説等において両体制の共存可能を強調、今日の世界的緊張の平和的解決を示唆しており、これに対して自由諸国ではソ連の真意につき「言葉よりも行動」との観点から警戒的態度に出ているが、何れにしてもスターリンという絶大なる指導者を失つた今日、ソ連圏諸国の向背とも絡み米ソの冷戦は新たな様相を呈するものとみられ、特に極東における中共の動向に関して多大の関心が払われている。而して月末に至り中共周首相が朝鮮休戦会談再開を声明、従来交渉の難点であつた捕虜送還問題について共産側の譲歩が窺われたことは注目されよう。月初行われた米英会談は今後の国際経済の動向に重要な関係を持つものとしてその成果が各方面から注目されたが、折柄スターリンの死去に際会、会談の焦点は専ら今後の世界政局の動向の検討に終始した模様であつて、その結果対中共禁輸強化の方向が具体化を見たが、これについてはなお各国間の動きには微妙なものが窺われる。

他方会談の所期の目的であつた経済問題については米国新政府の根本的な対外経済政策の確立しおらざるに加え、ポンド交換性回復の反作用、即ち英国の輸入制限の強化、ＥＰＵ弱体化の問題等を繞る西欧諸国の英国に対する反撥の惧もあり、米国としては寧ろ西欧諸国間の緊密な協力を要請し、世界貿易拡大の方針に原則的同意を与えたに止まり、何ら具体的な成果を挙げるには至らなかつた。英国としてもかかる米国の態度に鑑み、ポンドの交換性回復は差当り見送ることに決定した模様で二十三日より開催のＯＥＥＣ理事会では無条件でＥＰＵの一ヵ年存続期限延長に同意したが、この間、ＯＥＥＣとしてもより自由且広汎なる多角的決済機構の確立を目指し種々検討することに決定をみた。

然しながらこの間米国の貿易政策に関しては米国内においても相互安全保障諮問委員会のベル勧告を始め、フオード、ロックフエラー等米国関税引下、バイ・アメリカン・アクト、互恵通商協定法のエスケープ・クローズの廃止乃至緩和を要望する声も強く、これらの事情を反映してアイゼンハウアー大統領は前駐英大使ダグラスを委員長とする委員会をして米国の採るべき対外経済政策を検討せしむることとなつた。

英国はＯＥＥＣ理事会において従来の輸入制限を若干緩和する旨発表、これによりフランス、イタリー等の著しい国際収支の悪化は或る程度阻止されるものとして好感を以つて迎えられ、同時に西独ベルギーもＯＥＥＣ諸国よりの自由化輸入の比率を引上げる意向を表明した。他面オーストラリア、インド、パキスタン等スターリング地域諸国の間においては英連邦内貿易については輸入制限緩和を図る一方、ドル収支の改善に関税増収による歳入補塡の必要も加わり関税の大幅

引上げの動きが見られ、又カナダにおいては英国製品についてのみ一部関税引下げが行われたことが注目せられる。なおブラジルでは今後の対外未払金累増を防止すべく輸入政策の再検討を理由に輸入申請の停止措置を採り、メキシコでは国内民間投資の促進を目的として奢侈品輸入を抑制することとなつた旨伝えられている。

朝鮮問題と並んで自由諸国の対共産戦略の一環をなすインドシナ戦争については曩のフランス政府首脳の訪鮮、クラーク国連軍司令官のインドシナ訪問の動きがみられたが、月末二十六日から開催の米仏会談においてフランスのインドシナ防衛二カ年計画について原則的な意見一致をみるに至つた。なお難航を伝えられていた欧州軍条約並に対独平和取極めについて西ドイツ連邦議会は十九日遂にこれを可決したが、両批准案の前途にはなお上院の承認及び合憲性の問題が控えており、他方フランスが如何なる態度にでるかが注目される。

二、米州諸国

㈠　米国経済の動向

⑴　統制撤廃とその影響

客月来政府公約の賃銀、物価統制の解除は六回に亘り漸進的に行われて来たが、去る十七日最も問題視されていた鉄鋼を首めニッケル等合金用稀少金属、硫黄、工作機械の統制解除が行われこれにより国防生産法に基く政府の物価賃銀統制は家賃、地代統制を除き満期失効日たる四月末日より約六週間早く全廃されるに至つた。

又鉄鋼、銅、アルミニウム等の資材統制については、現統制資材計画が第二・四半期限り廃止され（第二・四半期以降は割当受註充足後の余裕分は自由市場にて処分可能）右に代り新たに直接軍需及び原子力関係生産者（銃砲、艦船、戦車、航空機等直接軍需に関係あるものに限り、民需軍需双方に跨るものを含まない）に対してのみ割当を継続する国防資材制度（DMS＝Defense Materials System）が第三・四半期以降実施されることとなつた。

統制撤廃後の影響についてはナショナル・シテイ銀行月報（三月号）に指摘している通り「統制撤廃が実施されたのは買急ぎや在庫蓄積等物価を押上げる動きが殆んど出尽したと覚しき時」であつたので、消費者物価指数並びに卸売物価指数とも殆んど変化は見られない。即ち消費者物価指数は、米、コーヒー、煙草、ガソリン、洗濯用サービスが統制解除とともに値上りを示したものの、食料、衣料の大部分が下落傾向を示しているため全体としては寧ろ微落（二月一一三・九に対し三月は一一三・四）しており、この傾向は今後も当分続くものと見られている。一方卸売物価指数は銅（ポンド当り五・五セントの値上り）、硫黄（トン当り三・五乃至四ドルの値上り）の大幅値上りを反映して微騰（二月初一〇九・二に対し三月末一〇九・八）したものの、最も問題視された鉄鋼価格については大手筋メーカーは差当り建値引上げは行われずと言明しており、今後も資材統制の緩和旁々増産による競争の激化並びに需給関係の好転に因り急激な値上りはないものと見られている。

右の如き直接統制の廃止に関連して、今後緊急事態発生の場合には、政府は賃銀、物価、家賃を取敢えず九十日間凍結し得るような緊急統制権（Standby Control）を保有すべきであるとする上院銀行委員会委員長ケープハート議員提出の法案は曩に大統領首めタフト上院議員並びに下院銀行委員会委員長ウオルコット議員等の反対意向もあり議会通過は困難視されていたが、最近に至りアイゼンハウアー大統領は自らかかる権限の要請はしないが議会側で法案を可決した場合はそれを承認する意向と伝えられ、ソ連との関係の見透し難から大統領の考え方が漸次変化しつつあるものとして成行が注目される。

賃銀統制の撤廃は予想に反し労働組合側に平静な態度で受取られている。その理由は、(イ)物価統制撤廃後も物価の値上りが殆んどないこと、(ロ)巨大な労働組合はエスカレーター条項による労働協約を持つており、その恩恵を受け得る労働者の数は三百万人に及ぶといわれていることにあると見られている。

⑵　農産物価格下落とその対策

農産物価格は昨年中一一％の大幅下落を示し、更年後も漸落傾向を辿り二月二十四日迄に更に一・六％の下落を示したが、本月に入り政府が従来通り農産物の価格支持を続けることを明かにしたため下げ止り一高一低の横這状態を続けている。然し農産物の世界的豊作とドル不足による輸出不振とにより見透しは楽観を

許さず、旁々商品金融会社による政府買上の増大に伴う財政負担の加重並びに農家収入減少に伴う米国経済リセッションへの懸念もあつて、その根本的対策が緊急の問題としてクローズ・アップされるに至り、政府もその解決に腐心し、次のような方針乃至対策が明かにされた。

(a) 基本作物（小麦、棉花、玉蜀黍、煙草、米、落花生）に対する価格支持の現行法律は一九五四年期限が到来する迄改正する意図のないことを明かにした。（三月初旬に於ける政府買入残高、小麦三四〇百万ブッシエル、玉蜀黍一〇〇百万ブッシエル、棉花一、四〇〇千俵）

(b) 三月末終了予定の酪農品買入計画についても、四月以降引続き一年間政府による価格支持を現行通り（パリテイの九〇％）継続することを明かにした。（二月末現在政府の酪農品買入残高 バター八九百万ポンド、チーズ二七百万ポンド、ドライ・ミルク一二二百万ポンド）

(c) ベンソン農務長官は棉作農民に対し本年の棉花生産を一二、五〇〇千俵以下に抑え作付を昨年に比較し一八％方減少させるよう勧告した。尤もこれに対しては農民層には未だ反対の意向が強い。（一九五二年棉花生産高一五、〇三八千俵）

(d) 農産物輸出促進の一環として米棉輸出増加方法を検討するため市場問題専門家カール・キャンペル氏を極東諸国へ派遣することにした。

(e) 余剰農産物に対する海外諸国の買付を促進させるため対外農務局（Foreign Agricultural Service）と称する新機関を農務省内に設置し初代局長に前米農業同盟副会長ロメオ・イー・ショート氏を任命した。又アイゼンハウアー大統領は二十五日議会に、農務省の機構改革案を提出した。右案は農林行政の簡素化及び能率化を目的とし、農務長官の権限強化に主眼が置かれており、議会通過は確実視されている。

他方議員側からも、①国際食糧準備案（マレイ上院議員提出）、②政府の特別保証計画に基く余剰棉花の海外積出計画案（メイバンク、イーストランド上院議員提出）、③政府買入れバターの処分案（アンダーソン下院議員提出）、④商品金融会社に外国貿易部を新設して過剰農産物の海外処分権を賦与する案（ムント、アンダーソン、クレメンツ、ジョンストン四上院議員の共同提案）等各種の対策案が発表され、問題の重要性が強く一般に認識されていることを反映している。

(3) 財政金融の動き

去る十九日アイゼンハウアー大統領は、財政均衡の見透しがつく迄は減税を行わぬと再度言明したため早期減税は全く見込薄となつた。従つて臨時超過利潤税は六月末、個人所得税の臨時増加税は十二月末夫々期限が到来するが、政府は、これが延長若しくはこれに代る新税を設ける方針の模様である。これに関連し、曩に一一％の個人所得税軽減法案を上程したリード下院歳入委員長は、十九日右法案の議会通過が困難視されるに至つたのでこれを撤回するとともに大統領及び共和党領袖を公約違反として激しく非難し注目された。

他方予算の均衡達成のため支出削減の線がはつきりと打出され、ウイルソン国防長官の声明によれば、トルーマン予算の赤字約九九億ドルの約六〇％を軍事費削減によりカバーすることになる模様で、右削減が実施されるとすればトルーマン予算の軍事費五七三億ドルの約一〇％に相当する。右の支出削減の一環として軍関係の民間雇員（総数一、三一七千人）を五月末迄に三九千人整理するようウイルソン長官は指令を発した。

金融面に於ては基調に変化はなく、政府の直接統制撤廃に伴う連邦準備銀行の金融引締策（tight money policy）による間接統制は、当分続行されるものと見られる。又かかる政府の金融政策は金融界を首めとして民間の支持を受けつつあり、経済開発委員会（The Committee for Economic Development）が最近発表した金融政策に関する調査報告によれば、インフレ防止策として政府が現在採りつつある間接的信用統制、更に財務長官の意図する国債の長期化、国債利率の引上措置を支持し、利率引上による財政負担はインフレによる財政負担に比較すれば安価なものと見ている。

(4) 景気の見透し

米国経済は前月に引続き依然生産、消費とも高水準を維持している。即ち鉱工業生産指数は二四一（一九三五―三九年＝一〇〇）と二月（二三九）を上廻るものと予想されており、鉄鋼の毎週平均生産高は二、二六〇千トン（公称能力の一〇〇・

二％）とこれまでの最高である客月十四日に終る二、二四八千トン（公称能力の九九・七％）を上廻つている外、電力が毎週平均八一億キロワット時の生産を続け、自動車生産高は二十八日に終る一週間には一八〇千台と従来の一六〇千台の線を大幅に上廻る等いずれも記録的高水準を維持している。他方百貨店、小売売上高も前年同期の水準をかなり上廻つている。

この様な高水準にある経済活動から政府官辺筋は米国経済の今後の見透しにつき可成り楽観的であり、例えばウイークス商務長官は本年の機械設備に対する資本投資は前年の二六八億ドルを上廻る見込であり、自動車の生産高も第一・四半期一、八五〇千台と昨年同期を五六〇千台上廻る見込で企業活動は今後高水準を維持し、従つて個人所得も年率二、八〇〇億ドルを超過し昨年第四・四半期の年率（二、七七三億ドル）を三五億ドル上廻るものとしている。又ニューヨーク連邦準備銀行の調査報告は、所得並びに雇傭の高水準により消費者の自動車、耐久財及び住宅に対する購入意欲は旺盛で、現在はかかる商品を購入するのに絶好の時機であると信ずる消費者が多いので、増加生産を充分吸収し得るものと見ており、更にかかる消費者の購買意欲は消費者価格の安定並びに消費者信用によつて支えられているので、現在の米国経済の高水準を維持する有力な要因となるものと見ている。

然し右の楽観論に対し予て経済評論家を首め財界筋では米国経済が近く何らかの収縮調整の段階に入るであろうとする警戒論のあつたところである。フオーチユーン誌三月号も「消費が生産増加に追付かない」ことを懸念しており、ニユーヨーク大学経済学教授ジユール・バックマン博士は「設備投資のブーム、建築ブーム並びに信用膨脹等によつて支えられている現在の企業ブームがいつまでも継続するとは考えられない。これらの分野に於ける下向が本年下期には表面化するものと信じる」と下期景気後退説を唱え、更に現在の消費の一二％以上が個人負債の増大によつて賄われていると指摘し、一九二九年のブームの時でも、個人負債の増大は全消費の五・五％に過ぎなかつたところから推して現在の消費者信用の急激な膨脹が極めて不健全な段階に迄達している点を警告している。

斯様な警戒論はウイルソン国防長官による軍事費削減によつて益々有力となり、更に中共の俘虜交換、休戦交渉再開提唱はこの警戒論に拍車をかけ株式、商品両市場は弱気筋の狼狽売に急落を示し成行が注目された。即ちウオール街は二十三日軍事費削減を弱材料として軍需産業株中心に急落を示したが（工業株三十種平均株価指数は二・三ポンド方低落）更に朝鮮休戦交渉の報道を伝えて三十、三十一両日に亘つて記録的暴落（工業株三十種平均株価指数は三十日に四・二六ポイントと十七カ月振りの暴落に続いて三十一日も三・二ポイント方急落）を示した外、商品市場も先物解約殺到し、現物、先物商品価格指数は夫々二・二五ポイント、二・六九ポイントと低落した。ジヤーナル・オブ・コマース紙の如き「動乱終熄の場合には、今後国防計画に重大な変化はないものの、軍拡計画の幾分の繰延べ乃至スローダウンが予想され、旁々資本支出の減少も避け難いので、米国経済が今後幾分の下向傾向を辿ることが考えられ、政府は現在採りつつある軽度のデフレ政策の再検討を迫られるだろう」と論じている。

アメリカ主要経済指標

	一九五〇年	一九五一年	一九五二年		一九五三年	
	六月	十二月	六月	十二月	二月	三月
消費者価格指数（一九四七—四九＝一〇〇）(1)	一〇一・八	一一三・一	一一三・四	一一四・一	一一三・四	
工業生産指数（一九三五—三九＝一〇〇）(2)	一九九	二一八	二〇四	二三五	＊二三九	＊二四一
個人所得（一〇億ドル）(3)	二二一・〇	二六三・四	二六六・七	二八〇・〇	＊二八〇・四	
就業者数（千人）(4)	六一、四八二	六一、〇一四	六二、五七二	六一、五〇九	六〇、九二四	＊六一、四六〇

失業者数（千人）(5)	三、三八四	一、六七四	一、八一八	一、四一二	一、七八八	*一、六七四
新建築高（百万ドル）(6)	二、三八九	二、六〇七	二、六八三	二、七三八	*二、九一四	*二、九九八
輸入額（〃）(7)	六八七	八〇〇	八六一	一、〇五二	*八五五	
輸出額（〃）(8)	八七七	一、四三八	一、一六七	△一、三八三	*一、一九四	
製造業在庫（〃）(9)	二九、六〇三	四三、〇三九	四二、八九二	四三、八二四	*四三、八六五	
製造業売上高（〃）(10)	一九、五〇二	二〇、九六二	二一、八八八	二四、二七六	*二五、二八八	
卸売物価指数（一九四七―四九＝一〇〇）(11)	一〇〇・二	一一三・五	一一一・二	一〇九・六	一〇九・六	*一一〇・一
株価指数（一九三九＝一〇〇）(12)	一五八・三	一九〇・二	一九六・〇	二〇三・四	二〇一・九	二〇三・九
百貨店売上高指数（一九四七―四九＝一〇〇）(13)	一〇三	一〇九	一一一	一一五	一一二	
現金流通高（百万ドル）(14)	二七、一五六	二九、二〇六	二九、〇二六	三〇、四三三		
要求払預金残高（〃）(15)	八五、〇四〇	九八、二三四	九四、七五四	*一〇一、一〇〇		

（備考）(1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調整分月平均、(3)商務省調査、(4)(5)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、(6)商務省および労働統計局調査、(7)(8)商務省、陸、海軍調査、(9)(10)商務省および連邦準備制度理事会調査、(11)労働統計局調査、(12)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(13)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(14)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、＊推定。△改訂

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年 六月三十日	一九五一年 六月二十九日	一九五一年 十二月三十一日	一九五二年 十二月三十一日	一九五三年 一月三十日	一九五三年 二月二十七日	一九五三年 三月三十一日	備考
小麦（一ブッシエル ドル）	二・三三五	二・四六	二・八三	二・五七	二・五七 三/八	二・五六 三/八	二・五二 七/八	
玉蜀黍（〃）	一・七六 三/四	一・九四 一/八	二・一九 一/八	一・八七 三/四	一・八六 五/八	一・八三 一/二	一・八三 三/四	
ライ麦（〃）	一・七四 三/四	二・〇六 一/二	二・四〇	二・二九 七/八	二・二〇 一/二	二・一七 一/二	二・〇四 七/八	
燕麦（〃）	一・一三 一/八	〇・九三 一/四	一・一五 一/四	一・〇七 一/四	一・〇七 一/二	〇・九八 一/二	〇・九七 三/四	
小麦粉（一〇〇ポンド ドル）	六・〇五―六・一五	六・二五―六・三五	六・四〇―六・五〇	六・三五―六・四五	六・三五―六・四五	六・四五―六・五五	六・五〇―六・六〇	
サントス・コーヒー（一ポンド セント）	四九 一/四	五三	五三 三/四	五三 三/八	五三 三/四	五五 一/二	五六 一/二	
バヒア・ココア（〃）	二九・九〇	三六 三/四	三二・九〇	三三・〇五	三二 三/四	三〇 一/二	三〇・七〇	
砂糖（〃）	七・七〇	八・七五	八・二五	八・六五	八・五〇	八・五〇	八・七五	

バター(一ポンド セント)	五九¾―六〇	六八¾―六九	八三¾	六七	六七―六七¼	六六¾―六七	六六
ラード(〃)	一三・七〇	一六・八〇	一五・四五	九・四五	一〇・〇七	一〇・四五	一一・四五
金属							
銑鉄(一トン ドル)	四九・九四	五六・九九	五七・一一	五九・七五	五九・七五	五九・七五	五九・七五
ビレット(〃)	五三・〇〇	五六・〇〇	五六・三〇	五九・〇〇	五九・〇〇	五九・〇〇	五九・〇〇
屑鉄(〃)	四二・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四八・〇〇
電気銅(一ポンド セント)	二三½	二四½	二四½―二七½	二四½	二四½	二七½	二七½―三四½
アルミニューム(〃)	一七½	一九	一九	二〇	二〇	二〇½	二〇½
アンチモニー(〃)	二六・二八	四三・八〇	五一・八五	三六・四七	三六・四七	三六・四七	三六・四七
鉛(〃)	一一	一七	一九	一四¾	一四	一三½	一三½
水銀(七六ポンド ドル)	七五・〇〇	二一五・〇〇	二二二・〇〇	二一八・〇〇	二二二・〇〇	二〇六・〇〇	二〇二・〇〇
亜鉛(一ポンド セント)	一五・七二	一八・二五	二〇・二八	一三・三三	一二・八三	一二・〇八	一一・八三
海峡錫(一ポンド ドル)	〇・七八½	一・〇六	一・〇三	一・二一½	一・二一½	一・二一½	一・二一½
繊維							
棉花(一ポンド セント)	三四・七九	四六・〇六	四二・七五	三三・六〇	三四・一〇	三三・九五	三三・八五
プリント(一ヤード セント)	一五½	一七½	一六	一五¾	一五½	一五½―一五⅝	一五¼
その他							
ゴム(一ポンド セント)	三一⅜	六六	五二	三三	二八⅜	二七⅝	二五⅛
皮革(〃)	二五½	三六	二五	一八	一六½	一九	一七½
原油(一バレル ドル)	二・五一	二・五一	二・五一	二・五一	二・五一	二・五一	二・五一
株式市場							
工業株(三〇種平均 ドル)	二〇九・〇八	二四二・六四	二六九・二三	二九一・九〇	二八九・七七	二八四・二七	二七九・八七

銑鉄:フイラデルフイア
ビレット・屑鉄:ピッツバーグ

鉄道株（二〇種平均ドル）	五二・二四	七二・三九	八一・七〇	一一一・二七	一一二・二二	一一〇・〇五	一〇七・〇二
公共株（一五種平均ドル）	四〇・六四	四二・〇八	四七・二三	五二・六〇	五二・六八	五二・五〇	五二・二五

（備考）特記したもの以外はニューヨーク標準相場

(5) 貿易の動向

商務省の発表によれば昨年の米国の貿易は軍事援助による輸出（約二〇億ドル前年比一〇億ドル増）を除く出超は、二、四七〇百万ドルで前年(三、〇〇〇百万ドル）に比較し五億ドル以上の減少を示した。輸出額は一三、一八二百万ドルで前年比七八五百万ドルの減少に対し輸入額は一〇、七一四百万ドルで前年比二五三百万ドルの減少となつているものの輸入量は輸入価格の低落により前年より増加を示している。

輸出減少の主因としてスターリング地域の輸入制限強化に加えて世界的繊維市場の不況から原棉輸出が不振であつたこと、世界的農作物の豊作により農作物輸出が減少したこと及び欧洲諸国の石炭、水力の増産旁々製油能力の拡大により、石炭、石油の輸出が減少したことが挙げられている。

このような事情を背景として最近に至り、生産過剰、輸出不振を打開するためには、輸入を増加して諸外国にドル購買力を与えることにより米国の貿易拡大をはかる必要があり、そのためには伝統的保護貿易主義を一掃して、自由貿易主義を採らなくてはならないとする主張が財界筋（チエーズ・ナシヨナル銀行副頭取のロックフエラー氏、フオード二世等）に強いことは注目されよう。この外トルーマン大統領によつて任命された米国貿易政策に関する相互安全保障諮問委員会委員長ダニエル・ベル氏の勧告は貿易について個々の産業や集団の利益でなく国家的利益に基きその政策を樹てる必要があることを大前提としその対策として①互恵通商協定法の免責条項の撤廃、②関税行政の簡素化、③税率の引下げ又は撤廃、④バイ・アメリカン法及び貨物優先法の撤廃、⑤ガットの目的達成のための国際機関の設置、⑥海外投資の促進等を挙げ、これらの施策の結果として、三乃至五年の間に年間一〇億ドル程度の輸入増大を見込んでいる。

右の如き財界の動きに加え英米会談を中心とする欧洲諸国の「援助より貿易え」の強い要望にアイゼンハウアー大統領は去る十九日前駐英大使ダグラス氏を対外経済政策委員会委員長に任命し、米国の対外貿易、原料事情、国際市場、対外投資等広汎な対外経済政策を検討させることとなつた。右任命については各方面から異常な関心と期待をよせられ、マーシヤル・プラン実施にあたつたハリマン氏の役割に比すべきものと重視されている。

反面製造業及び農業の代表者は二十一日ワシントンに会合、関税引下げに反対し「米国の貿易障壁は高過ぎると内外で非難されるが、現在の関税は一九三一―三五年当時に比し平均七五%も引下げられており、その平均税率は僅か一二%に過ぎない」と主張している。

かかる情勢下に政府は近く互恵通商協定法の審議を開始しなければならないが、議会に於いて勢力のある保護貿易主義者の主張と国の内外の必要からする新通商政策とをどの程度採り容れて行くか極めて注目される処である。

(二) カナダ新予算と減税計画

カナダのアボット蔵相は去る二月二十日一九五三―五四年度予算を次の如く発表した。（単位百万ドル）

	一九五三―五四年度	一九五二―五三年度
歳入見積	四、四七三	四、三七五
歳出見積	四、四六二	四、三二七
差引歳入超過	一一	四八

歳出見積のうち国防費は約二、〇〇〇百万ドルである。

右の新予算と並んで一連の減税計画の発表をみたが、その主要なるものは次の

通りである。

(1) 個人所得税は来る七月より平均一一%の引下をみる外、課税所得の算定に当つては

(イ) 所得額の三%(現行四%)を超える医療費支出

(ロ) 二十一歳以上の大学在学中の子弟は被扶養者と看做され一人につき四〇〇ドル

(ハ) 配当所得の二〇%(現行一〇%)

が控除される外従来の被扶養者の収入の最高限度を六〇〇ドルから七五〇ドルに引上。

(2) 法人税については一九五三年中の利益につき

(イ) 二〇、〇〇〇ドルまでは一八%、二〇、〇〇〇ドルを超える分については四七%（現行一〇、〇〇〇ドルまでは二〇%、一〇、〇〇〇ドルを超える分については五〇%）と引下

(ロ) 石油、天然ガス、鉱業の踏査掘鑿経費の控除、及び新鉱についての三カ年免税措置を一カ年延長

(3) その他書籍、新聞、雑誌の売上税廃止(現行一〇%の売上税賦課)、煙草税の引下(現行一箱二〇本入三九セントを三五セントと四セント引下)、ラジオの聴取許可料を三月三十一日以降廃止(現行二・五ドル)、テレヴイジョン許可料は不要とし、小切手税を廃止(現行三セント)。

(4) 英国製品に対する関税の減免、英国製品に対しては従来英連邦特恵関税率が適用されているが、今回漁業用ワイヤロープ、ケーブルに対する関税一五%を廃止、無税とする外、英国製冷蔵庫及び部品に対する関税を一〇%から七・五%に引下。

右の減税による歳入減少額は本会計年度内で二三七百万ドルと見積られている。カナダ経済の近年の繁栄には著しきものがあり、昨一九五二年の国民総生産額は二三、〇〇〇百万ドル(前年比七%増、賃銀俸給所得は前年比一一%増)、本年は更に四%増の二四、〇〇〇百万ドルが見込まれ、貿易も昨年は三二五百万ドル出超(輸出四、三五五百万ドル、輸入四、〇三〇百万ドル)という過去四カ年の最高記録を示している。

今回の一連の減税計画もかかる経済の好況を背景として実施をみるに至つたものである。勿論かゝる減税実施には本年秋実施の選挙対策とみる向もあるが、それにしても戦後一九四六年以降引続き財政の黒字をみ、政府債務の償還（一一、二八四百万ドル総額の一七%、現在額一四七億ドル）を行つてきたことを考えれば財政処理に多くの困難を有する諸国から大きな関心を以つてみられるのも故なしとしない。

三、西欧諸国

(一) OEEC理事会、英国輸入制限緩和及び英国財政収支状況等

(1) OEEC理事会

三月二十三、二十四日パリーでOEEC理事会が開催され、イーデン、バトラー両相が之に出席した。同理事会に於ては英連邦首相会議の結論及び米英会談の結果について英国から説明があるものとして注目されていたが理事会の主なる決議事項とその意義を示せば次の如くである。

(a) EPUの一年延長。

ポンドの交換性回復の際にその存続が危ぶまれ、又英国から三カ月程度の予告で脱退し得るという条項の提案が予想されていたEPUが、英国の提案によつてその儘一年延長されるに至つたことはポンド交換性の回復がなお将来の問題として当分繰延べられたことを意味する。

(b) EPUより一層広範且つ多角的な決済方式の検討。

之はEPUの機構を拡大すると共に各国通貨の交換性回復を目標とするものであり、米英会談に於て米国が通貨の交換性をポンドについてのみでなく西欧全体の通貨の問題として考えているのに応じてOEECとしてその方策を検討せんとするものである。

(c) OEEC加盟国特にEPU債権国の西欧貿易の自由化の促進。

英国はスターリング域の輸入制限に対する他国の報復的な輸入削減、特にフランスがその措置を執る用意をなしていること等を考慮して本理事会に於て輸入制限緩和の発表をなしたが、之を転機として各国がOEECの貿易自由化の

原則に則して貿易の拡大を図らんとするものである。既にドイツ、ベルギーが英国に同調して輸入制限の緩和を行うことを明かにした。

右の如くOEEC理事会に於て貿易拡大の方向が打出されたことは、英連邦のドル不足解決、ポンド交換性回復の方策に対し米国が英連邦のみの問題とせず西欧を含めた問題として採り上げる意向を示したこと、それに伴つて英国としては西欧諸国と協調を保つべく米国の意向にそつて之に積極的に働きかけたことによるものである。しかし米国が右の如き貿易拡大の努力に対してIMF等を通じてどの程度これを支持する政策を採るかは今後に残された問題であろう。

(2) 英国の輸入制限緩和

英国の輸入制限緩和は、旅行者のポンド持出制限緩和と同時に発表されたがその内容は次の如くである。

(a) 輸入制限緩和　OEEC参加十八カ国及び非ドル地域の一定の国よりの食糧、チーズ、織物用糸、織物、手袋、絨毯、板ガラス等の輸入を包括的一般許可制にし、一部品目の輸入割当を増加し、OEEC諸国からの民間輸入の内個別の許可を要しない輸入即ち自由輸入を一九四八年の民間輸入額の五八％（従来四四％）に引上げる。之によつて増加を見込まれる輸入額は年間約三二百万ポンド（輸入総額の一％程度）である。

(b) 旅行者ポンド持出制限の緩和　西欧を主とする一定国への旅行者に対し年間大人四〇ポンド（従来二五ポンド）、子供三〇ポンド（従来一五ポンド）、自動車一台につき二〇ポンド（従来一五ポンド）迄の持出しを認める。之によつて増加を見込まれる持出額は年間約八百万ポンドである。

右措置による年間の対外支払増加四〇百万ポンドは最近のスターリング域の対EPU収支の黒字月八乃至一〇百万ポンドの約三分の一に当り、然も対EPU収支の黒字が現在季節的な事情に支えられていて僅かな投機的ポンド売り、貿易の悪化により赤字に転ずる虞があること、また対EPU累積債務は八五二百万ドルでEPU加盟国の中で最高額であること等を考慮する時英国としてはかなりの負担といわざるを得ない。併しフランス、イタリー等の輸入制限を警戒する必要があつた為、この措置がとられたものと考えられている。

三月中英国の金ドル準備は六三百万ドルを増加し残高は二、一六六百万ドルに達した。右は米国軍事援助二九百万ドル、EPUよりの受取一九百万ドル、その他よりの受取超過一五百万ドルによるもので、増加額を前月に比較すれば半減している。之が原因は米国よりのタバコ買付があつたこと及び米国の域外買付が稍減少したことによるものと見られる。ニューヨーク市場に於けるポンドの現物相場はタバコ買付が響いて稍低落したが尚二・八二ドルに近い相場を維持し、又振替可能ポンドは売手少く殆んど取引がない実情ながら月末近く二・七七ドルに上昇し、現物相場との差一％となつて安いポンドを利用する迂回貿易業者の活動の余地を殆んど消滅せしめることとなつた。尚二月中の英国の貿易額は輸出二〇四百万ポンド（fob）、輸入二四三百万ポンド（cif）、差引入超三九百万ポンドで前月に比較すると輸入の減少が著しく、入超は二三百万ポンド減少した。一、二月の平均輸入額を昨年の月平均輸入額と比較すると左の如く、昨年上半期よりは大幅に下廻つているが下半期よりは若干多くなつている。この輸入増加の原因としては食肉の買付が多かつたとの外オレンジ、玉蜀黍、羊毛等の季節的輸入の増加があげられる。

商品別月平均輸入額の推移　（単位　百万ポンド）

	一九五二年上半期	同年下半期	一九五三年一、二月
食糧、飲料、タバコ	一一一	九一	九六
工業原料	一二八	一〇五	一一〇
工業製品	七六	六六	五八
合計	三一七	二六三	二六六

(3) 英国財政収支状況等

一九五二年四月―一九五三年三月間の財政実績と
同期予算及び前年実績との比較　（単位　百万ポンド）

	一九五二―五三実績	一九五二―五三予算	一九五一―五二実績
経常収入	四、四三八・七	四、六六一・四	四、四三三
経常支出	四、三五〇・六	四、一五〇・六	四、〇五四
経常黒字	八八・一	五一〇・八	三七九
資本支出	五二四・〇	五〇六・〇	五二九
総黒字(+)又は赤字(-)	(-) 四三五・九	(+) 四・八	(-) 一五〇

本年三月に至る一年間の財政収支は右表の如く総赤字四三五・九百万ポンドと前年比二八六百万ポンドの赤字増加の結果に終つたが、この赤字は短期国債の増加約一億ポンドの外短期債の中期債えの借換等によつて賄われた。実績を当初予算に比較して見ると経常収入は二二二百万ポンド少く、経常支出は二〇〇百万ポンド、資本支出は一八百万ポンド増加している。支出増加の原因としては供給省の追加支出、国債利息及び地方団体に対する貸付等の増加があげられ、又収入低調の原因は所得税、相続税、利潤税、関税及び国内消費税等の収入が見積りを下廻つたことにあり、特に収入の実績が見積りを下廻つたことは戦後初めてのことで、政府の金融引締政策、輸入削減策の影響が予想以上に強かつたことを示すものである。この方針は根本的には四月以降も堅持されるものと見られており、従つて経常収入の増加を期待し得ない事情から新予算の均衡確保には地方団体に対する住宅建設資金の貸付、食糧補給金等支出面の削減が必要と認められている。又右の如き赤字にも拘らず格別インフレを招来しなかつた理由はロンドン手形交換所加盟銀行の貸出及び商手割引が同期間二五五百万ポンドを減少したこと、及び同銀行の預金増加一六五百万ポンドに表れた如く会社及び個人の資本蓄積が在庫切詰め、物価安定に伴つて充分に行われたこと（一九五二年中六〇七百万ポンドー国民所得白書による）によるものと認められる。

尚英連邦首相会議のコミュニケで取上げられた英連邦開発金融会社（Commonwealth Development Finance Company Ltd.）の構想は愈々実現の運びとなり、授権資本金一五百万ポンド、内六、七五〇千ポンドは英蘭銀行引受、残余は主要商工業、鉱業、海運及び金融会社の応募によることとし、当初資本金の一〇％が払込まれることとなつた。尚会社は払込資本金の倍額迄の借入ができる。会長には Sir Frederick Godber（シェル石油、運送、貿易等各会社会長）が就任し、理事にはバークレー銀行、ナショナル・プロビンシャル銀行及び英蘭銀行の理事が加わつている。会社の目的とする処はスターリング域の金ドル収支改善に寄与する開発に対して融資を行うことであるが、ゴッドベル会長はロンドン金融機関の技術を利用しつつ国際復興開発銀行等内外既存金融機関等との密接な関係を保持し、同会社の融資が金額は少くても投資計画の信用を高める様になることを期待すると述べている。英連邦開発金融会社の活動はその資金量によつて左右される処であり、資金は広く世界各地の資本市場から借入れるにしても大部分は英国内に於て調達しなければならずこの点から政府の貯蓄増強対策を期待する声が出ている。

(二) ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ＥＣＳＣ）における炭価の決定と屑鉄共同取引所の開設

ＥＣＳＣに於ける共同市場拡大の努力は引続き活潑に進められた。三月七日から開かれた閣僚会議は、①屑鉄の不足を緩和するために非加盟国向輸出を削減することを決定すると共に、ＯＥＥＣによる割当制度の廃止（三月十五日）以後に於ける新しい屑鉄取引制度について検討した外、②石炭の国内消費者価格を低位に据置かんとする西ドイツの差別措置の要求と、フランスの炭坑に対する財政補助金の維持に関するフランス政府の要請とを、夫々暫定措置として速かに廃止すべきことを規定した最高機関の提案を承認し、③石炭並びに鋼材に対する間接税の差異を調整するため、鉄鋼に対する共同市場の開設を五月一日に延期することに同意した。

最高機関は右の決定に伴い、先ず石炭の最高価格を決定して十五日より実施し、屑鉄の購入販売を一手に集中する共同取引所をブラッセルに開設（同じく十五日）、共同市場の基礎を固める一応の措置を完了した。これにより極端に不安

定な変動を続けていた屑鉄の需給は安定の見透を得られることになり、また炭価についても年末以来の論議に一応の終止符が打たれることになつたが、単一価格の目標に到達するには問題は尚多く残されている。殊に各国に於ける間接税課税率の懸隔は無差別の原則から当然に調整を要する問題である。輸出品に対する間接税の払戻と輸入品に対する特別の課税措置とは、関税、二重価格並びに財政補助金が撤廃乃至は禁止された後に於いて単一価格の成立を妨げる最大の原因となつているが、問題が財政及び貿易政策に関連している丈にその解決は困難と見られる。この点に関し貿易の逆調に悩みその存続を希望するフランスとその是正を要求する西ドイツの要求とを繞つて検討を続けている専門委員会の結論が注目される。

一方、一—二月中の生産は、石炭二五六百万トン、粗鋼四二百万トン（いずれも年率）と略昨年の水準を維持する実績を示しているが、二重価格制度の廃止に伴う西ドイツ炭価の上昇が、国内諸産業に与える影響は化学工業並びに電力部門に早くも大きな論議の的となつており、共同市場の設定に伴う各国産業の変化については今後尚相当な注意を要するであろう。

尚十六日からパリーで開かれたヨーロッパ農業会議は十六カ国代表の参加の下にグリーン・プール案の推進に努力を続け、ヨーロッパ農業共同体の設立を意図して、これに移譲すべき権限の範囲について検討を重ねた外、スペインの参加も承認し条約案の作製を進めた。一方ストラスブールに於いても、六日から開かれたヨーロッパ連邦憲法制定会議は、起草委員会の草案を可決採択してこれを六カ国外相会議に送付した。右は各国政府の検討後調印の運びとなる予定であるが、懸案のＥＤＣ条約については、未だ西ドイツ下院に於いて批准法案の通過を見たのみであつて、前途尚楽観を許されない。

㈢ フランスにおける景気の停滞と貿易の逆調

一九五三年度予算の成立によつて当面の難関を切抜けた政府は、予算案の背景をなす税制改革案（ピネー内閣が予算案と同時に議会に提出したが、議会の要求によつて分離審議を余儀なくされていたもの）の成立を目指して引続き活潑な努力を重ねているが、一月に売出を開始した短期債の消化実績は二七〇億フランに止り見るべき成果を挙げることが出来ず、フランス銀行からの短期借入八〇〇億フラン（二十四日関係法案通過）を仰ぐの余儀なきに至つており本年度予算の実質的均衡を達成するのは極めて困難と思われる。尚一九五三年度予算の概要は次の如くである。

一九五三年度予算概要

（単位　十億フラン）

（歳出）	一九五三年度	一九五二年度
一般行政費	一、四八七・〇	一、三五二・七
軍事費	一、二七九・〇	一、二六九・〇
財政投資	八八〇・〇	七九一・六
施設費	一九一・九	一四四・五
戦災復興費	三三六・七	三〇一・七
モネ・プラン関係費	三五一・八	三四五・四
其他	六五・〇	七〇・〇
合計	三、七一一・四	三、四八三・三
内凍結分	八〇・〇	

（歳入）	一九五三年度	一九五二年度
一般歳入	三、〇〇九・〇	二、七七三・三
租税	二、六九九・〇	二、五七五・三
（内直接税）	（三三％）	（二八％）
其他	三一〇・〇	一九八・〇
援助	一七三・〇	二六四・〇
公債	五三〇・〇	四四五・〇
合計	三、七一二・〇	三、四八三・三

（註）歳出凍結分は公債消化の状況により削減される予定のもの、一九五三年度予算中の凍結予定項目は一般行政費と軍事費である。

一方国内の景気は依然停滞状況を続け、部分的な不況の様相は漸次濃化の傾向を示している。即ち二月中の生産は僅かながら上昇を記録したが政府筋の観測によれば一九五三年中の生産は二―三%の縮小――一九五二年中平均生産指数一四四に対し一九五三年中予想平均生産指数は一四一（一九三八年＝一〇〇）――を示すものと予想されており、二月中の失業者数は二一七千人（内失業保険金受給者数は七二千人）に達し前年同月の一三二千人（内失業保険金受給者数は四六千人）に比し六四%（失業保険金受給者数については五七%）の増加を記録している。又物価の動向は、小売物価指数に於いて若干の下落を示したが、卸売物価指数は燃料、動力関係並びに工業製品の輸入価格の騰貴を主因として再び上昇に転じ全体として略安定の線を維持しながらも前途の楽観は許されない。

最近の諸経済指標

	一月	二月	三月
卸売物価指数（一九四九年＝一〇〇）	一四〇・八	一三九・二	一三九・七
小売物価指数（〃）	一四五・六	一四六・〇	一四五・二
生産指数（一九三八年＝一〇〇）	一四三・〇	一四五・〇	—

物価安定の反面にこのような不況的様相が拡大されつつある点に対し、国内の批判は相当に強く、前内閣以来のデイス・インフレーション政策に対してその修正を求める声も少くないが、こうした経済停滞の現象が貿易の逆調、就中輸出の不振に基因するものであることは明らかであり、フランスの輸出市場を狭隘にした最大の原因（フランス側に於ける原因）が価格の割高にある以上、ピネー実験に於ける物価引下方針が堅持さるべきことは当然であろう。政府は先ず牛乳並びに乳製品価格の引下計画（第一次計画は四月一日より第二次計画は五月一日より実施予定）を発表し、物価引下運動継続の意図を示唆すると共に前内閣以来の懸案となつていた企業協定の規制に関する法案（主として販売業者に行われている不当な価格協定を制限せんとする法案）の成立に努力する一方、第二次モネ・プランによる企業近代化の重点を農業並に加工工業に移すことを決定、特に住宅建設計画の完成を急いでいるが、四月下旬及び五月上旬の地方選挙の為国民議会が休会（二十八日より五月十二日迄の予定）に入つたこと等もあつて、こうした方法が割当是正に効果をあげるためには相当の時日を必要とするものと思われる。しかも貿易は尚逆調を示し事態改善の期待は益々困難となつている。二月中の貿易収支は前月に比し若干の赤字減少を示しているが、入超は尚二四、三六四百万フラン（一月の入超は二七、六六八百万フラン）に達しており、二月中の対EPUポジションは依然として三一・三百万ドル、三月には更に一九・三百万ドルの各赤字を記録し、累積債務は遂に六七四・三百万ドルに達した。特に最近の貿易収支に於て顕著な事実はポンド地域に対する入超が増大しつつあるということである。即ち二月中の地域別貿易収支によれば、ポンド輸入が総額の三四%に達しているのに対しポンド輸出は総額の一八%に過ぎず、従つてポンド地域に対する入超は全入超額の八一%を占める状態であり、昨年末以来フランス政府がイギリスの輸入制限緩和について強い要求を続けてきたのも、こうした事情によるものである。政府は既に一部商品（化学工業製品及び非鉄金属）に対し輸入税（例―鉛に対しては八%）を設定すると共に、四月から実施される新輸入計画（六カ月計画）に於いて工業施設及び工業製品を中心として原料（羊毛、棉花、ジュート、錫、石油、ゴム）をも含めた広範な対英輸入削減（月額約一〇百万ドルと云われている）の意図を示しており、世界的な貿易縮小傾向が指摘されている折柄大きな関心の的となつている。これに対し月末に開かれたOEEC理事会の席上、イギリスはフランスからの輸入品を主として輸入制限緩和の方針を明らかにしたがその範囲は小規模に止り、大きな効果は期待し得ないものと見られている。又月末来ワシントンで開かれている米仏会談に於いては、インドシナ並びにEDC問題とも関連して追加援助の要請が検討されておりその成果が注目されている。

最近の地域別貿易収支

（単位　百万フラン）

	ドル地域	ポンド地域	OEEC地域（除ポンド地域）	其他	合計
（輸入）一月	一五、一四二	三三、二一五	三六、〇一八	一三、四六三	九七、八三八
（前年同月）	（三三、二四三）	（四七、九七二）	（四五、六五三）	（二一、二八三）	（一四八、一五一）
（輸出）一月	八、〇一〇	一三、二二一	三九、三二六	一三、〇一七	七三、四七四
（前年同月）	（七、九八七）	（一五、五四二）	（三一、七九四）	（一五、一六二）	（七〇、四八五）
（入出超）一月	(−) 七、一三二	(−) 一九、九九四	(+) 三、一〇八	(−) 四四六	(−) 二四、三六四
（前年同月）	(−) 二五、二五六	(−) 三二、四三〇	(−) 一三、八五九	(−) 六、一二一	(−) 七七、六六六

(四) ドイツ外債協定の調印

戦前のドイツの債務（ヤング債、ドーズ債を含む）及び西ドイツが戦後に受けた経済援助に伴う債務の返済に関する協定は昨年八月ロンドンの外債処理会議で一応交渉妥結を見たが、その後若干の修正が加えられ二月二十八日いよいよ正式に調印された。

今回の協定は、戦前債務の支払いについて、ドイツと各債権国との間に一括して結ばれた協定と、戦後の援助債務のうち切捨を受けた残額（切捨率アメリカ六二・五%、イギリス及びフランス二五%）の返済に関して、ドイツとアメリカ、イギリス、フランスの各国とそれぞれ個々に結ばれた協定とから成つている。これらの各協定によつて確認されたドイツの債務総額は一三七・三億マルク（約三七・二億ドル）でその内訳は大体次の如くである。（単位億マルク）

	アメリカ	イギリス	その他の国	合計
戦前債務	二三・一	一七・六	二八・一	六八・八
戦後債務	五〇・五	一七・五	〇・五（フランスのみ）	六八・五
合計	七三・六	三五・一	二八・六	一三七・三

返済は、戦前及び戦後の債務を合せて、イギリス及びフランスに対しては二十年々賦により毎年等額（年賦額イギリス一七五百万マルク、フランス一四三百万マルク）の償還を行い、アメリカに対しても同じく二十年々賦とするが、最初の五年間は毎年二三五百万マルク、以後は年々償還額を増額することとなつており、年平均五億マルク程度の率で償還されることとなる。

この協定は、ロンドン外債会議の三国委員会の構成国であるイギリス、フランス、アメリカの三国及び当事国たる西ドイツの批准を以て発効する。当初は三月中に批准完了の見込であつたが、西ドイツ側の批准が遅れているため四月一日に期限の来る債務の支払は当然遅れるものと見られている。然しながら、西ドイツ政府は既に五三―四年度の連邦予算に外債支払費（六億マルク）を計上しており、またレンダー・バンクは向う半カ年分の外債支払の為の外貨をイヤマークしているので、長らく懸案となつていたドイツの外債処理問題も、いよいよ支払実施の段階に来たものとみてよいであろう。

さて、この協定の意義につき、ドイツの代表は、「この外債協定はドイツが西欧諸国との間の金融関係を正常化する第一歩である」と述べている。今まで、ドイツは長い間債務の支払いを行つていなかつた為、西ドイツの貿易業者はロンドン、ニューヨークその他の金融中心地で銀行勘定を開くことも、正常の貿易上に

必要なクレジットの便宜を得ることもできなかつたが、外債の支払が開始されれば、このような貿易上のハンデイキヤツプは徐々に取除かれるだろうと見られている。いずれにしてもドイツがこの協定の忠実な履行によつて、その国際信用を回復しようとしていることは注目される。

なお、外債協定とは一応別個であるが、対イスラエル賠償協定も三月二十七日批准完了により発効することになつた。これは戦争中ナチスが、ユダヤ人に対して行つた迫害に対する賠償として西ドイツが総額三四・五億マルク（約八・二億ドル）をイスラエルに対し十二年ないし十四年で、物資もしくは役務により支払うことを規定したものであり、当初は年額二億マルクづつの支払を行うこととなつている。従つて差当り外債ならびに賠償支払のための西ドイツの負担は年額約七・五億マルク（一・八億ドル）となる。

四、共産圏諸国

(一) ソ連の国家行政機構の改革と物価引下

五日スターリン首相が死去し、これに伴い六日党中央委員会、閣僚会議および最高会議幹部会はその後継者としてマレンコフを任命すると同時に国家行政機構および党機構の改組ならびに政府および党人事を発表した。右発表がスターリン首相の死後二十時間を出ないで迅速に行われたことは注目されたところであるが、その概要は次の如くである。

(1) 政府関係

(イ) 閣僚会議議長（首相）にマレンコフ、同第一代理にベリヤ、モロトフ、ブルガーニン、カガノーヴイツチの四名を任命する。

(ロ) 閣僚会議幹部会を設置し、その構成は右の閣僚会議議長および同第一代理をもつてする。

(ハ) 最高会議幹部会議長にヴオロシーロフを任命する。

(ニ) 省の大規模な統合を実施する。

(2) 党関係　従来の中央委員会内の幹部会および幹部会事務局を幹部会に統合し、幹部会の構成を幹部会員十名、同候補四名（従来はそれぞれ二十五名、十一名）とする。

今回の改革において注目されることはソ連国権の最高執行機関である閣僚会議の中に右の如く閣僚会議幹部会が設けられ、マレンコフ議長を中心にベリヤ、モロトフ、ブルガーニンおよびカガノーヴイツチの四氏が議長第一代理となり、一種のインナー・キヤビネットを作り、第二次大戦当時の国家防衛委員会（一九四一年七月三十日設置、一九四五年九月四日廃止）の如き少数制をもつて国家の重要問題を決定し、スターリン死後の重大事態に対処しようとしていることである。このインナー・キヤビネットの構成員であるベリヤ、モロトフ、ブルガーニンはそれぞれ内務省、外務省、軍事省の大臣を兼務し、またカガノーヴイツチも従来の経歴から経済部門を担当するものと見られている。また党関係においては昨年十月の共産党大会で政治局に代つて創設された党の中枢機関である中央委員会幹部会が従来の政治局の如き強力な存在に改編されたものとして注目される。

右の如く閣僚会議幹部会の設置といい、省の統合といい、あるいは中央委員会幹部会構成員の減員といい、いずれもマレンコフを中心とした少数の指導者をもつて国家の重要問題を決定し国家のあらゆる活動に対する指導の能率化を図ろうとしていることは多大の関心をひくものがある。今後ソ連の内外政策がマレンコフ首相以下の新陣容によつてどのような方向をとるかは世界の斉しく注視するところであるが、九日マレンコフ新首相はスターリン前首相の葬儀で首相としての最初の演説を行いその中でソ連の平和政策を強調、さらにまた十五日の最高会議でも、平和の維持と強化、国際協力、すべての国との経済関係の促進を謳いソ連の平和政策を説いた。しかしこれは昨年十月の第十九回党大会で打出された線と同様と見られ、ソ連の指導者が今後もいわゆる平和攻勢を続けて行く意図を有していることを示しているものと考えられている。

一方国内経済面を見ると、党中央委員会および閣僚会議は三十一日食料品および工業製品の国定小売価格を五%ないし五〇%引下げ四月一日から実施する旨発表した。引下率は小麦粉、穀物、パン類、バター等については一〇%、肉類一五%、果物および野菜等五〇%、羊毛製品、腕時計等五%、陶磁器、金属製家庭用品等一二%、綿製品、絹製品等一五%、石油、ガソリン等二五%となつている。なおこれに伴いレストラン、食堂においてもそれぞれ価格引下げが行われる。

こととなつた。

今回の物価引下は一九四七年十二月の物価引下以来第六回目のもので第五次五カ年計画(一九五一—五五年)の中に「今後も一般消費財の小売価格をたえず引下げる。小売価格の引下を考慮に入れ、勤労者の実質賃金を三五%以上引上げる」とのべているように、戦後における物価引下政策の一環をなすものである。今回の物価引下率は昨年四月に比しかなり大幅で従つて物価引下げによる国民の支出節約額も昨年の年間二八〇億ルーブルに対し四三〇億ルーブルに達すると見込まれている。いずれにせよ物価引下の国民生活水準の向上に与える影響は無視しえないであろう。

㈡　中共の対ソ関係緊密化、本年度建設計画

スターリン首相の死去これに伴うマレンコフ新首相の登場によつて今後中ソ関係がどのような動きを示すかは多大の関心をひくところであるが、一般的には中共の発言力が若干増大することは予想されても急激な変化はないものとみられている。即ち中ソ関係は建国以来殊に朝鮮動乱勃発以降緊密化しているが、更に中共としては本年より開始された第一次五カ年計画を遂行するためにもソ連との友好関係の強化を必要としている現状であり、毛主席がスターリン首相の死去に当つて「ソ連は今後も中共の模範国であり、中共はソ連の経験を学びつつ建設に邁進する」と述べたことは今後の中ソ関係を示唆するものとして注目される。又ソ連政府は十日、ヴアシーリー・ヴエ・クズネツオフ外務次官を北京駐在ソ連大使に任命したが、同大使は前ソ連労働評議会議長を勤め、又世界労連の創立者、前党中央委員会幹部会会員(旧政治局)でもあり、党及び政府部内において重要な地位を占め、かつ現政府指導者の内でも有数の外国通といわれ更に技術面にも明るいと伝えられている。従つて同大使の就任は中共の建設計画に対するソ連の指導力強化を通して中ソ関係をより緊密化しようとするソ連政府の意図を反映したものとみられている。

ソ連との関係を最近の経済提携の面でみると、一九五〇年二月に締結された借款協定、新疆省の石油及び非鉄金属資源共同開発協定、民間航空協定等はいずれも順調に実施されており、又当初の予定通り昨年末をもつて長春鉄道の全財産の中共側への移管も終つた。昨年における中共の対ソ貿易はそれぞれ総輸出額の五四%総輸入額の五三%（註、一九五一年一—九月間には輸出中五一%、輸入中四四%）を占め中共はソ連に対し主として農産品、工業原料等を輸出し、ソ連からは機械設備、運輸資材等を輸入しており（以上二月十四日の劉少奇副首相報告より）、中共の対ソ貿易依存度は年々増大している模様であるが、更に三月末には一九五三年度商品取引議定書、一九五〇年二月十四日付借款協定に対する議定書及び中共の発電所拡充、新設援助協定が調印され、中ソ関係は更に発展することが予想されている。因に中共の対ソ連圏諸国貿易も漸増傾向にあり、一九五三年度対ハンガリー貿易支払協定(三十日)が調印され、その他中蒙借款協定（二月二十四日）等が締結されている。一方自由主義諸国の対中共禁輸については月初の米英会談により従来消極的であつた英国がこれを強化することを明らかにし、米国に歩み寄りを示したことが注目される。

当月は月初選挙法が公布されたが、経済面では大きな動きはなく、唯二月二十日「解放前の銀銭業未整理預金支払に関する規則」が公布されたことが注目された。同措置は昨年末公私合営銀行連合総管理処を設置し、民間金融業に対する統制を強化したのに次ぐ金融措置とみられ、香港筋では同措置に関し経済的意義よりも寧ろ政治的含みが大きいとみている。即ち本措置による交付金額は比較的僅少で中共の負担はさまで大きくなく、国民政府の負債を中共が代払いすること自体に意義があり、これによつて中共政府の内外における信用を高め、更に償還を通して預金者の過去における行跡を調査しうるといわれている。

尚二月半ばに予算と同時に公表された本年度建設計画の大要は次の如くである。

⑴　工鉱業部門

㈠　鉄鋼、非鉄金属、化学工業　一三の比較的大規模な既存工場の改築、拡張及び比較的大規模な工場八カ所の新築

㈡　機械工業　比較的大規模な既存工場一五カ所（機械、電気自動車、船舶工場等を含む）の改築、拡張及び比較的大規模な工場九カ所の新築

㈧　燃料工業　東北においては一四本の堅坑開鑿の継続、中国本部内では二六

本の堅坑及び斜坑の改造。火力発電廠九カ所の新築又は拡張。水力発電所三カ所、火力発電所一二カ所の拡張

(2) 運輸部門

(イ) 蘭州—喜峡関、天水—成都間等一一路線の新設。増加予定粁数六百余粁

(ロ) 鉄道貨物輸送量七・四%増加、その他道路・水路運輸の増加

(3) 治水事業

(イ)淮河、永定河治水工事の継続、(ロ)洞庭湖の一部堤防工事の完成、(ハ)遼河治水工事の開始、(ニ)漢水治水工事開始準備、(ホ)黄河治水計画の立案

これら建設事業を含む本年度経済計画はすでに一部着手に移された模様であるが、機械・設備の不足、管理、設計、指導、人材等の関係で停滞状態にある部門も多いと伝えられており、今後の動きが注目される。

五、東亜・東南アジア諸国

(一) 一般情勢

スターリンソ連首相死去の報は、東亜に於ても特に米ソの冷戦が尖鋭化しつゝあつた折柄とて域内諸国の動揺には異常なものがあつた。その後、マレンコフ後継首相竝にモロトフ外相の平和維持に関する政策発表があり、諸国の危機感は次第に緩和の方向に向つたが、かかる間にあつて、米国はソ連新政権の出方を注視しつゝも、極東戦線にある自由諸国間の軍事連携強化の必要を再強調し（十四日）、台湾、インドシナに対する武器援助を推進する傍ら、中共禁輸強化のために与国間の足並の結束促進を図る等対共産圏捲返政策に一段と進展が見られ、一方朝鮮竝にインドシナ戦線に於ては頃来停頓状態にあつた攻防戦が再び活潑化の気配を示した事情もあり、彼此関連して諸国の不安には根強いものがあつた。

これに対し中共はソ連新政権との合作を強調、中・ソバーター協定（中共より農産品を輸出、ソ連から工業製品を輸入）、中・ハンガリー貿易支払協定竝に対蒙古借款協定を締結する等国防体制強化の線に沿つた共産圏内結束の動きを示すと共に、対外的には日本残留民の引揚を促進する等微妙な態度を示して来たが、月末(三十日)突如として傷病捕虜の交換案を含む譲歩的な朝鮮休戦会談再開提案を発表、これを国連総会に提議して再び諸国に多大の衝動を惹起した。

域内諸国はかかる米国・共産圏対立の情勢下にあつて終始気迷態度に推移したが、その間ビルマが越境中の国府残存軍には米国人も混入しある事実を指摘し、その蠢動が国内外に及ぼす悪影響を懸念して、これが処理を国連に提訴する一方、年来中立保持の立場から軍事的連繫への発展を極度に警戒しつゝ受けて来た米国の経済援助(MSA)の継続を遂に拒否し新にむしろ親ソ的な態度を示したこと、またセイロンが自国利益を擁護するために中共禁輸への全面的協調を拒み、対中共のゴム・米バーター取引を続行（セイロンは年間のゴム供給契約量五万瓲の中二月中に一万二千瓲を輸出済）する決意を表明したことが注目される。尚、月中インドを中心とする第三地域結成の動きが漸次具体化し、ビルマ・アフガニスタン・ネパールをも糾合して一勢力を形成するに至つたことも看過出来ない現象であろう。

転じて諸国の経済動向を見るに、各国とも例年ならば繁忙期に当る時期(台湾—旧正月、インドネシア・パキスタン—回教正月控え、タイ・ビルマ・インドその他—農産物輸出期）にありながら経済情勢は依然として好転せず、就中輸出の伸悩みと財政不均衡の拡大とが国内経済の混乱に拍車をかけつゝあり、これが打開のための政府の対策も殆んど効果をあげていない。英国の貿易拡大方針に呼応しインドは月中二回に亘り輸入制限品目の制限緩和の措置を発表したが、反面OGL品目を削減し主として対ドル地域輸入の緊縮を図ると共に軍事費竝に経済開発費の増嵩に伴う財政措置として五三年度予算(四月以降実施)に於ては大約二五%にも上る輸入税率の引上を決定した。従つて実質的な輸入緩和は期待されぬばかりか却つて国内経済の悪循環が助長される危惧さえも窺われる。パキスタンに於ては新にドル地域(日本を除く)からの輸入制限強化を決定旁々インドと同じく新財政年度(四月以降)より大幅の輸入税率引上を行うこととしたが、これ亦既に顕著となりつつある同国の物価騰貴を更に助長するものと懸念されている。尚同国の対日貿易交渉は日本よりの綿糸布輸入を抑制せんとせる同国の態度が障害をなし月中遂に妥結を見るに至らなかつたが、インドとの間に従来の確執にも拘わらず、綿花・石炭バーター協定が締結されたことが注目を惹いた。インドネシアは一月の極めて大幅の輸入税率引上の結果、対外的には貿易収支の均衡を回復し得

たものの、物資の不足、物価の騰貴が表面化しつつあり、政府はその収拾策を摸索している状況にある。その他タイ、ビルマ等米穀輸出国にあつては米に対する引合の一服、価格の頭打にあつて輸出振わず、台湾・マレーも夫々西欧及び中東方面に特産品の輸出折衝を進めているが仲々成果は得難い模様である（台湾は月中和蘭と貿易協定を締結）。

尚域内に於る原料市場価格の推移を見るに、ゴム・ジユートは引続き軟化傾向にあるに反し、錫（シンガポール）は漸く底入れの観を呈し、綿花（ボンベイ・カラチ）、茶（セイロン）等一部商品は可成りに反騰する等国際政局の見透難を反映、気迷相場を示している。

対日関係については、インド政府よりオリツサ州鉄鉱石開発に関し我国政府に協力方要請があり、日印合弁製鉄所建設計画打切りの後だけに右申込の真意が奈辺にあるかは不詳ながら、同国が予々第三地域の結成に日本の参加を希望していた政治的意図とも関聯し注目された。対日賠償問題に関してはフイリツピンとの間に十二日沈船引揚中間賠償協定が調印された外は格別新展開は見られなかつた。因に比国に於てはマグサイサイ国防相が辞職してリベラル党よりナシヨナリスタ党（野党）に移党したが、これは今秋実施の大統領選挙と関聯し注目された。

(二) 台湾の近状

(1) 本年度における台湾経済の課題

三月一日の総統復帰三周年記念日に当り蔣総統は一九五二年度施政の検討及び本年度施政方針の発表を行つた。同報告によれば、昨年の農工業生産は五一年度実績を上廻り殊に一部の品目では五二年度計画をも凌駕し物価も大体安定状態を示す等、台湾経済は全般的に発展をみたといわれる。しかし一部の生産は販路、設備資金、原料、技術等の制約によつて未だに過去（日本統治時代）の最高生産水準に達せず、今後品質改善と共に増産に対する期待の大きいことが指摘され、又失業状態の調査及び就職斡旋の具体的措置を本年中に講ずることを明らかにした。次いで土地改革及び経済四カ年計画の推進を本年度の二大目標と定めこれを基盤として台湾の工業化及び自給自足経済の確立に邁進するよう要請した。

土地改革実施法は実物土地債券条令及び公営事業民間払下げ条令と共に去る一月二十六日に公布されており、同法により地主は合計七六、三四九甲の保留を認められるがこれ以外の約一八〇千甲は凡て政府が買上げこれを再分配することになつた。地主に対する買上げ地価の補償は地価の七割を実物土地債券、残りを公営事業株券の交付によつて行われる。実物土地債券は年利四％一〇カ年年賦償還で省政府が発行する。又公営事業株券の交付によつて公開される公営事業は近々決定をみる予定であるが、伝えられている処では台湾肥料公司（資本金一二百万台円）、台湾工鉱公司（三五百万台円）、台湾農林公司（一〇百万台円）、台湾セメント公司（一五百万台円）、台湾苛性ソーダ公司（四百万台円）、台湾造船公司（二百万台円）、台湾機械公司（四百万台円）、台湾製紙公司（三六百万台円）等が予定され、評価額に尚不足ある場合は台湾製糖公司（六億台円）、台湾電力公司（二五千万台円）の株二割が追加されるものといわれる。現在公営事業は台湾産業の主要部分を占め民間企業圧迫の要因に指摘されており、払下げによつてこれが解消すると同時に政府の財政負担も軽減されるとの見込みであるが、その企業内容が余り良好でないこと及びこの公開株を強制的に地主に割当てること等何れも相当な問題であろう。

経済自立四カ年計画は本年下半期より着手の予定であるが、第一年度計画（一九五三―一九五四年六月）の実行についても未だ殆んど具体化していない。計画が予定通り推進された場合農業生産は年間約一億ドルに相当する増産が見込まれている。

(2) 最近の物価

昨年初来大体安定歩調を示していた物価は食糧、輸入品を中心に昨年末以降次第に騰勢に転じている。騰貴要因としては(イ)生産者の米の出し惜み、(ロ)旧正月を迎え季節的な消費増加、(ハ)輸入外貨割当の僅少なこと、(ニ)輸入品価格（特に医薬品）の騰貴等が挙げられている。

政府は米価安定のため米の期限付引渡しを指令した外各地で米の放出、配給方法の強化等の措置を講じたため米価は逐次低落しているが、輸入品価格は依然高騰を示している。かかる輸入品価格の騰貴は外貨の獲得によつて解決されるのでＭＳＡでは一―三月間に約四百万ドルを民間商社に割当、民間外貨不足のカバー

に当つているものの、その効果は少く、一般輸入品価格の続騰によつて市場は不安定な状態にある。他方政府は輸出手続の簡素化による輸出増加を企図しているが、当面輸入の制限は更に強化せざるをえず、輸入保証金の一〇〇％積立を首め、更にこれを台銀積立（従来は市銀）と改め、又保証金返還期限の延長、輸入申請額の制限等を実施している。

㈢ インドネシアの中央銀行法案

インドネシアでは蘭領時代から、商業銀行であるジヤワ銀行が発券業務を行つているが、この程中央銀行法案として「インドネシア銀行法」が国会に提出されたと伝えられる。

蘭系資本下にあつたジヤワ銀行を国有化しようとする政策は一九五一年五月の国会に於て発表されたが、同年七月には「ジヤワ銀行国有化委員会」が発足し、オランダ人総裁が更迭され、同年一〇月末には株式の九九％がインドネシア政府によつて買上げられ、同じく一二月「ジヤワ銀行を国有化するための法律」が公布された。かく蘭系資本の支配から脱し得たジヤワ銀行について以来一年有余の検討を経て漸く中央銀行法案が国会審議の段階に至つたわけである。

因に外電の伝えるところによれば、同法案の骨子は㈠ジヤワ銀行を中央銀行に改組しインドネシア銀行と改称すること、㈡公称資本金は二五百万ルピア（約二・二百万ドル、現行九百万ルピア）となること、㈢理事会の上に財政相、経済相及び同行総裁を以て構成される通貨委員会（Monetary Council）が設けられ外国為替政策をも管掌すること、㈣役員はイ国人であるべきこと等である。なお外電では改組後も同行が商業銀行業務を兼営するか否かについては全く触れられていない。

㈣ 対日賠償に関するフイリピンの動き

フイリピンの賠償一九人委員会は三月五日を以て一応日本政府側の役務賠償案に対する検討を終え、㈠日本側案に対する反対意見、㈡比側の請求すべき役務、㈢今後の賠償交渉方針等に関する勧告書をキリノ大統領に提出した。この勧告書の内容については未だ窺知すべくもないが、同勧告書を作成した上記委員会には野党たるナシヨナリスタ党の代表五名も参加しているので、先ずはフイリピン側の賠償取立に関する方針が纏つたものとみられる。斯る気運のうちに、中間賠償協定として注目されていた沈船引揚に関する協定が一二日マニラに於て調印されたことは今後の本格的な賠償折衝への期待を繋ぐものとして意義深い。

この協定は全文四カ条からなるが、その要点は(イ)日本政府は役務（必要な作業設備及び需品を含む）を提供すること、(ロ)比国政府は便宜（普通の作業用小需品を含む）を供与し、引揚作業に従事する日本人の生命及び財産を保護すること、(ハ)実施細目は両政府間で協議の上決定すること等にある。

なおこの協定は我国国会の解散により両国の批准が遅れ、未だ発効時期の見透も立つていないが、フイリピンが七月以後は颱風シーズンに入るため同国政府筋は日本側の早急なる作業着手を希望している。

㈤ パキスタンの新年度予算と対ドル地域輸入制限の強化

(1) 新年度予算

パキスタンは四月より新会計年度に入るが、モハマッド・アリ蔵相は本月一四日概要次の如き一九五三―五四年度予算を議会に提出した。（単位百万ルピー）

	新年度	（前年度）
A 経常勘定		
歳入	一、四四八・五	（一、七一八・七）
一般税収	六七三・二	（一、〇二五・八）
鉄道・郵便・通信	五三一・七	（五二九・〇）
その他	二四三・六	（一六三・九）
歳出	(1) 一、四四七・一	（一、七一六・六）
一般支出	三八三・六	（五七一・五）
鉄道・郵便・通信	四六二・五	（四七二・七）
国防費	六〇一・〇	（六七二・四）
バランス	揚超　一・四	（揚超　二・一）
B 資本勘定（経済開発を主とし特別軍事費等を含む）		
歳入	未詳	(2) 三三一・九）
歳出	五八〇・〇	（五六三・五）

註 (1) 新課税五八・八百万ルピーを見込む。
(2) 政府借上金、長期公債による。

新年度予算案では

(a) 経常勘定においては一応受超予算となつているが、歳入・歳出共、それぞれ前年度に比し約二・七億ルピーの縮小を示していること、

(b) 歳入の中心である一般税収が前年度に比し三四％減となつているのは輸出の不振と輸入の制限から一般税収の大宗である関税及び販売税に大幅な減収が予想されるためと見られること、

(c) 歳出の縮減は主として行政費の削減によつているが国防費も縮小していること、

(d) 経済開発を行う資本勘定においては寧ろ前年度を上廻る歳出を計上しており、これに対応する歳入は未詳ながら前年同様中央銀行からの借上及び公債の発行に依存せざるを得ぬものと予想され、経常勘定の一応の均衡にも不拘資本勘定では大きなインフレ要因を孕んでいること、

等が看取される。この予算案の実行について蔵相は議会演説で「パキスタンは現在貿易の不振と国内インフレの危機に当面していることを強調」、次の政策を実施すべきことを示唆している。

(a) 食糧及び衣料事情の悪化に対し、重点的にこれら部門の増産を図ること。

(b) 価格統制を早晩実施すべきこと。

(c) 税収の増加を図り且つ輸出の増伸に資するため課税対象を再検討すべきこと。

(参考) 蔵相の演説では触れられていないが、目下検討されている諸税は次の如くである。

(イ) 一九五〇年迄実施されていた黄麻製品に対する輸入税(三〇％)の復活。

(ロ) 黄麻袋・同粗布に対する夫々トン当り五〇ルピー、八〇ルピーの輸出税の撤廃。

(ハ) 五％の綿布消費税を一二・五％に増徴。

(ニ) 砂糖の輸入税(一一二ポンド当り)二〇ルピーを三〇ルピーに増徴し、七ルピーの消費税を課税。

(ホ) 古物・麻袋の輸入に対し四五％の課税。

(ヘ) 石油・タバコの輸入に対しても増税。

(ト) 本年度限りの茶の輸出税を更に一年延長。

(d) 平価切下げは実施せず、専ら貿易政策を以つて経済の恢復を図ること。

(2) 対ドル地域輸入の制限強化、その他

政府は本月一日新輸入政策を発表した。これによると(イ)非ドル地域及び日本に対しては二一五品目(但し織物を含まず)、ドル地域に対しては五三品目につき輸入許可申請の受付を再開することとなり一応輸入制限の緩和が図られたかに見えるが、(ロ)他方ドル地域からの輸入には次の如き禁止品目を追加したので、結局ドル地域に対しては輸入制限を強化した貌となつた。

自動車(特別車を除く)、オート・バイ、建築及び土木用資材、化学製品、ラジオ、電気器具、鉄製品、医学用設備、爆薬、綿製品、毛製品、絹製品等。

次に、折衝の続けられていた各国との通商協定の締結では、十四日対中共バーター協定(年間パ綿一万トン、中共石炭二〇万トン)、十九日対インド貿易協定(期限三カ年、パ国のインド向黄麻に対する特別許可料及びインドのパ国向石炭に対する手数料を相互に撤廃する)が夫々調印されたが、対仏、対日交渉は妥結を見ないで越月した。

さて月初の輸入制限の強化が響いて、輸入物資を中心に価格騰貴が見られ、前記予算案の発表によつて物によつては一、二割の騰貴を示すものも現われる等、茲許パキスタン経済には更に逼迫の度が加わつている模様である。従つて財政的には前記予算案にインフレ要因として指摘されている資本勘定支出が問題となるわけで、フイナンシャル・タイムズ紙なども「場合によつてはパキスタンは工業開発のテンポを緩める必要があろう」と述べており、蔵相の強調する如く、貿易政策の強化により平価の切下げが回避され得るや否やも甚だ疑問とされている。

六、濠州における最近の羊毛市況及び貿易収支

最近に於ける濠州の羊毛事情を見るに市場価格は昨年九月の蓋開相場七七B一四七ペンス、七八B一三八ペンス(共に日本渡CIF英貨ポンド当り価格)から十二月末七七B一五五ペンス、七八B一四六ペンスにまで昂騰し、その後概ね強含

みの推移を辿つて三月十六日現在七七B一五九ペンス、七八B一四九ペンス（昨年同期比約一〇%の高値）となつており、季初来（七―二月）の輸出量並びに金額も前年同期比夫々一〇%、一六%と共に増加（七―二月の輸出量二、五〇七千俵、売上高二五七百万濠ポンド）、この輸出高は同期間中の濠州輸出総額（五四二百万濠ポンド）の約四七・五%を占めている。

右の如き羊毛市況の好調に基き経済状況は益々好転を見せており、濠州ナショナル銀行も「六月までの年度に於ける輸出総額は八〇〇百万濠ポンド（昨年度輸出六六八百万濠ポンド、輸入一、〇五〇百万濠ポンド）を超え、現行の輸入制限を維持すれば恐らく二五〇―三〇〇百万濠ポンド程度の輸出余剰を生ずるであろう」と言い、更に輸入制限緩和の余地あることを仄めかしている。尤も輸出入を地域別に見ると、ポンド地域及びその他の非ドル地域に対する貿易が極めて堅実な輸出超過を示しているのに対し、ドル地域関係では米国の羊毛買付の低調を主因として未だに輸入超過を見ている模様であり、漸次輸出入均衡の線に向つてはいるもののドル不足の悩みが解消するには至つていない（昨年七―十二月の出超七四百万濠ポンド、対ドル地域入超三九百万濠ポンド、内対米入超二九百万濠ポンド）。濠州は目下米国との間に通商友好条約を折衝中であり近く妥結を予想されるが、右交渉に於て濠国内に投下せられる米国資本並びにその利潤の本国送金に関し大幅の譲歩をなすものと伝えられ、これは前記事情に鑑みて同国が米国民間資本導入のために苦心していることを反映するものとして注目される。

尚濠州政府は既報の通り四月一日よりポンド地域及びその他の非ドル地域（日本を除く）からの輸入制限を再緩和するが、他方関税率の大幅引上を議会に提案し（五日）注目を惹いた。これは一部の繊維製品、内燃機関等（例示的に掲げられたもので品種範囲その他詳細は不明）につき左記の如き税率引上を企図するものであつて、差当り国内の同種製品製造業者を保護する意図を持つものと解せられるが、実現すれば輸入の実質的制限強化となり特にドル地域に影響する所が大きいものと予測される。

	現行税率(%)	新税率(%)
亜麻製品		
英国	五・〇	二七・五
最恵国	二二・五	四五・〇
一般	二二・五	五五・〇
内燃機関		
英国	一二・五	二五・〇
最恵国	三〇・〇	四二・五
一般	四〇・〇	五二・〇